



## 種の保存に関する 法律あり方検討会

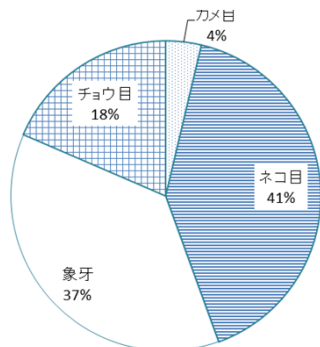
2016年6月28日  
トラフィック イーストアジア ジャパン 若尾慶子

TRAFFIC

## 密猟被害が深刻な種について

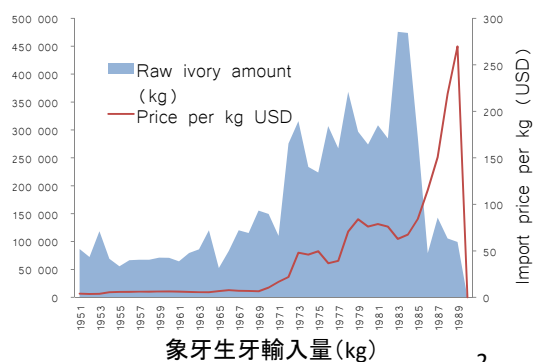
✓ ゾウ:CITES決議10.10の完全履行以上の厳しい制度の確立と  
確実な施行

- ・特定国際種事業者の拡大、登録制導入、情報公開 業者による違法事例5件/10年
- ・個人所有も含めた全形象牙とカットピースの登録により国内在庫を把握し、取引動向を監視すること 3.2tの違法輸出事件も含め56件/10年



国際希少種生体以外違法事例(件数)

作成: TRAFFIC



象牙生牙輸入量 (kg)

出典: Setting Suns, 2016

## 密猟被害が深刻な種について

- ✓ サイ: 決議9.14の完全履行: 在庫・流通管理  
器官及び加工品の拡大・明確化

- ex) 医薬品原材料である角の管理
- ex) 彫刻、急須、置物、酒杯、筆洗、盃、腕輪、立像、仏像、根付、印章

未登録オークション出品  
数多くの買い取り広告  
中国への流出



©TRAFFIC

- ✓ トラ(ネコ科): 器官及び加工品の拡大

- ex) 骨を材料とした製品



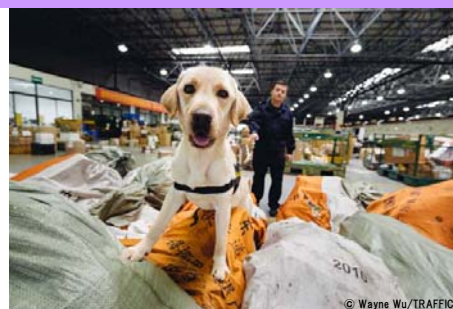
http://auctions.yahoo.co.jp/

## 密猟被害が深刻な種について—追補

- ・種の保存法と他法令の連係強化  
外為法、動物愛護法、文化財保護法、古物営業法、組織犯罪防止法等

- ・行政機関と執行機関の連携強化

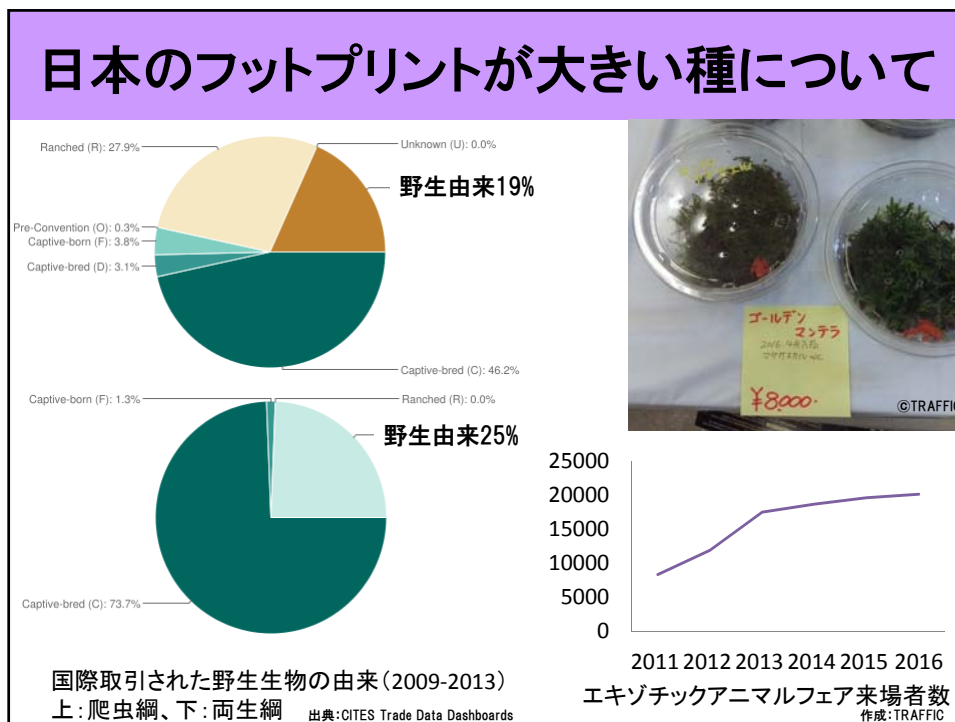
- ・野生生物探知犬の導入など海外で実績のある方法の導入



© Wayne Wu/TRAFFIC

国内での法整備に加え、水際管理の重要性が高い！





## 生体について

- ✓ 繁殖業者・取扱業者の登録
  - ▶ CITES CoPでもロンダリングが懸案、スローロリス、ヨウム等多くの繁殖業者が存在 28件の業者による違法事例 (2005-)
- ✓ 個体識別の検討
  - ▶ 特定動物へのマイクロチップ等
- ：導入可能な種、特に市場価値が高い種、規制開始前に輸入・捕獲された個体から実施
  - ex) 生息国で輸出が禁止されているボルネオミミナシオオトカゲ
- ✓ 登録票への有効期限の設定 / 更新制導入、拒否の明確化
- ✓ 生息国で輸出禁止している種、影響が大きい種を国際希少種として提案する国民提案制度導入
- ✓ 国内固有種の輸出

©TRAFFIC

## “区別”のルールが必要なケースについて

### ✓ 交雑個体

水際管理をすり抜けた個体の取引を規制する必要性

⇒全掲載種への適用が困難であるなら、柔軟性のある対象指定を

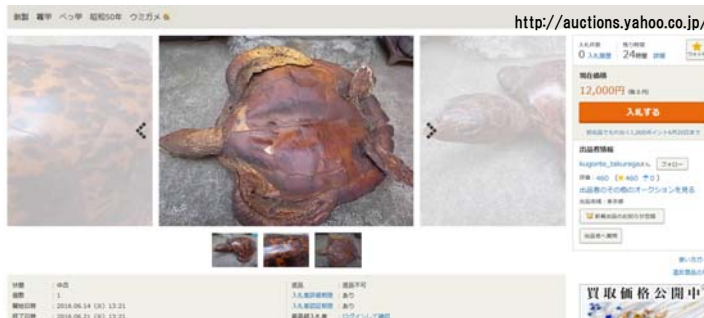
ex) シヤムワニ、サーバル

外来生物法、(動物愛護管理法)

### ✓ 国内に生息する国際希少種の区別

；譲渡等を行う者に「適法捕獲等個体」であることの明示を求める

ex) クマ、ウミガメ



## 全般的な事項について

### ✓ 柔軟性のある対象の指定、規制の適用

- ・違法取引が急増している種
- ・個体群での希少種指定
- ・法施行上問題が生じている交雑個体
- ・捕獲等と譲渡等に係る規制をそれぞれ適用可能へ
  - ：国内に生息する国際希少種、国内希少種の交雑個体

### ✓ 合法性の明示義務

- ・国内で合法的に採捕されたものであることを確認できる仕組み
- ・特定国際種事業者であることの表示義務化(特にオンライン取引)

### ✓ 罰則の強化

鳥獣保護法/狩猟法

違反時の対処を明確化(没収、登録/許可の取り消し、生体の管理にかかる費用負担等)

### ✓ 押収された標本の返送手続きの明確化

## まとめ

1. 柔軟性のある規制の適用を可能とする
  - ・世界的な密猟・違法取引の影響が大きい種一象徴種、爬虫綱
  - ・器官及び加工品の拡大
  - ・交雑個体の取り扱い明確化
  - ・国際希少種の国民提案制度
2. 世界の財産たる希少種を業として取引する者の責任を強化する  
繁殖業者、輸出入業者、特定国際種事業者の登録・公表
3. 個体登録の拡大・有効期限設定と個体識別の導入をする
  - ・生きた個体の登録の有効期限設定
  - ・実施可能、市場価値が高い個体等の個体識別
4. 合法性を明らかにする義務の主体を明らかにする
5. 罰則を強化する；没収、登録/許可取り消し等を明記
6. 押収標本の返送手続きを明確化する

9

## ご清聴ありがとうございました



**CITES COP17**  
JOHANNESBURG 2016  
WORLD WILDLIFE CONFERENCE

野生生物の  
主要輸入国として  
保全と違法取引撲滅  
に向けた  
より積極的な  
法整備を！

10

